

指定管理者の指定について

1. 選定の考え方

品川区立東大井地域密着型多機能ホーム、品川区立上大崎つばさの家、品川区立発達障害者支援施設ぷらーすについては、現行の指定管理者である社会福祉法人が、設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績がある。そのため「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3 (1)の但書及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」2 ①・②により、公募方式によらず選定委員会に諮り、選定した。

また、品川区立心身障害者福祉会館については「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3 (1)に基づき、平成30年9月および10月に実施した簡易型プロポーザルの審査会および選定会議にて選定した運営事業者について、選定委員会に諮り、選定した。

2. 選考方法および経過

(1) 指定管理者候補者選定委員会の構成

- ① 福祉部長(委員長)
- ② 福祉部福祉計画課長
- ③ 福祉部高齢者福祉課長
- ④ 福祉部障害者福祉課長
- ⑤ 福祉部障害者施策推進担当課長
- ⑥ 企画部企画調整課長
- ⑦ 品川区保健所荏原保健センター所長

(2) 選考基準および厚生委員会報告(運営事業者の選定)資料

- | | |
|-------------------------|-----|
| ①品川区指定管理者制度活用に係る基本方針(抄) | 別紙1 |
| ②品川区指定管理者制度活用に係る指針(抄) | 別紙1 |
| ③福祉部公の施設の指定管理者候補者選定基準 | 別紙2 |

(裏面に続く)

(3) 指定管理者候補者選定委員会の開催経過

選定委員会開催(平成30年10月11日開催)

選定候補者の概要および事業計画書等の内容を説明し、選考基準に基づく審査および評価を行い、指定管理者としての適格性を審議し、指定管理者候補者を選定した。

3. 選定結果

(1) 施設名称および指定管理者候補者

別紙3のとおり

(2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

(3) 選定理由

選定候補者とした各社会福祉法人は、利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上を図っているほか、施設の適切な維持・管理、サービスを安定して提供する物的・人的能力等を有しているものと認められる。

各施設の選定理由は、別紙3のとおり。

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針（抄）

平成 17 年 7 月 29 日決定

平成 19 年 3 月 23 日決定

3 指定管理者の選定

(1)選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募プロポーザル方式など複数の事業者から提案をうけることを基本とする。ただし、施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合には、特定の事業者を選定することができるものとする。

品川区指定管理者制度活用に係る指針（抄）

2 公募をせずに指定管理者候補者を選定する場合について

基本方針 3 の(1)但し書にある「施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合」とは、次に掲げる場合とする。

- ① 現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することが合理的と認められる場合
- ② 高齢者福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合
- ③ 緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
 - ・指定管理者として選定した団体等が欠格事由に相当した場合
 - ・指定管理者として選定した団体等と協定が締結できない場合
- ④ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- ⑤ 施設の性格、規模及び機能により公募することが適当でないと認められる場合

福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準

◎通所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎入所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎住宅施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 入居にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているか。
(3) 入居者が孤立しないよう地域のイベントへの案内や福祉サービスの情報提供などの努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 自治会活動への支援や入居者の要望・意見等を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

高齢者福祉課所管施設

第93号議案

【入所系】

施設名	東大井地域密着型多機能ホーム	指定管理候補者	株式会社 大起エンゼルヘルプ
施設所在地	品川区東大井5-8-12	代表者	小林 由憲
施設開設日	平成21年4月1日	事業者所在地	荒川区東尾久1-1-4-5階
実施事業	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護	設立日	昭和50年6月4日
		資産総額	37億5,000万円
選 定 理 由			
<p>株式会社大起エンゼルヘルプは、平成21年4月から当該施設の指定管理者として運営しており、利用者や家族との信頼関係に基づいた安定的な運営を行っている。</p> <p>利用者の個別性を重視したケアの実践や、品川保育園と合同の防災訓練の実施、地域行事の開催にも積極的であり、サービスの向上に取り組むとともに、地域に根差した施設運営に配慮されているものと認められる。</p>			

障害者福祉課所管施設

第94号議案

【通所系】

施設名	心身障害者福祉会館	指定管理候補者	社会福祉法人 品川総合福祉センター
施設所在地	品川区旗の台5丁目2番2号	代表者	市原 勝祐
施設開設日	昭和52年7月1日	事業者所在地	品川区八潮5-1-1
実施事業	障害者生活支援センター 障害者自立訓練センター 障害者地域活動支援センター	設立日	昭和57年4月30日
		資産総額	31億2,980万円
選 定 理 由			
<p>社会福祉法人品川総合福祉センターは、当該施設を指定管理者として長年にわたり運営しており、区の障害福祉施策について理解し、区との協力体制に基づく事業展開が期待できる。施設運営においては、障害者のボランティア団体の活動の場として地域と連携してきた実績を有する。さらに、法人として中期経営計画を策定し、サービス向上に向けての取り組みが認められる。</p>			

裏面に続く

障害者福祉課所管施設

第95号議案

【入所系】

施設名	上大崎つばさの家	指定管理候補者	社会福祉法人 げんき
施設所在地	品川区上大崎1丁目20番12号	代表者	杉本 照夫
施設開設日	平成26年4月1日	事業者所在地	品川区東大井5-23-16-113
実施事業	介護サービス包括型共同生活援助 (グループホーム)	設立日	平成24年3月16日
		資産総額	1億1,388万円
選 定 理 由			
<p>社会福祉法人げんきは、当該施設および発達障害者支援施設ぷら一す、北品川つばさの家の指定管理者として施設運営を行っており、区との連携を図りながら地域における障害福祉を展開している。当該施設では、利用者の心身状況に配慮し安定した生活支援に努めている。また、利用者が町会行事に参加するなど地域交流の支援も積極的であり、地域に根差した施設運営が図られている。</p>			

第96号議案

【通所系】

施設名	発達障害者支援施設ぷら一す	指定管理候補者	社会福祉法人 げんき
施設所在地	品川区上大崎1丁目20番12号	代表者	杉本 照夫
施設開設日	平成26年4月1日	事業者所在地	品川区東大井5-23-16-113
実施事業	就労継続支援B型 発達障害者成人期支援事業	設立日	平成24年3月16日
		資産総額	1億1,388万円
選 定 理 由			
<p>社会福祉法人げんきは、当該施設および上大崎つばさの家、北品川つばさの家の指定管理者として施設運営を行っており、区との連携を図りながら地域における障害福祉を展開している。就労継続支援B型事業では、積極的に製品の販路拡大を行うなど、利用者の社会進出への支援が認められる。また、成人期支援事業では、利用者個々の特性に配慮した丁寧な相談や専門機関との連携にも努めている。</p>			

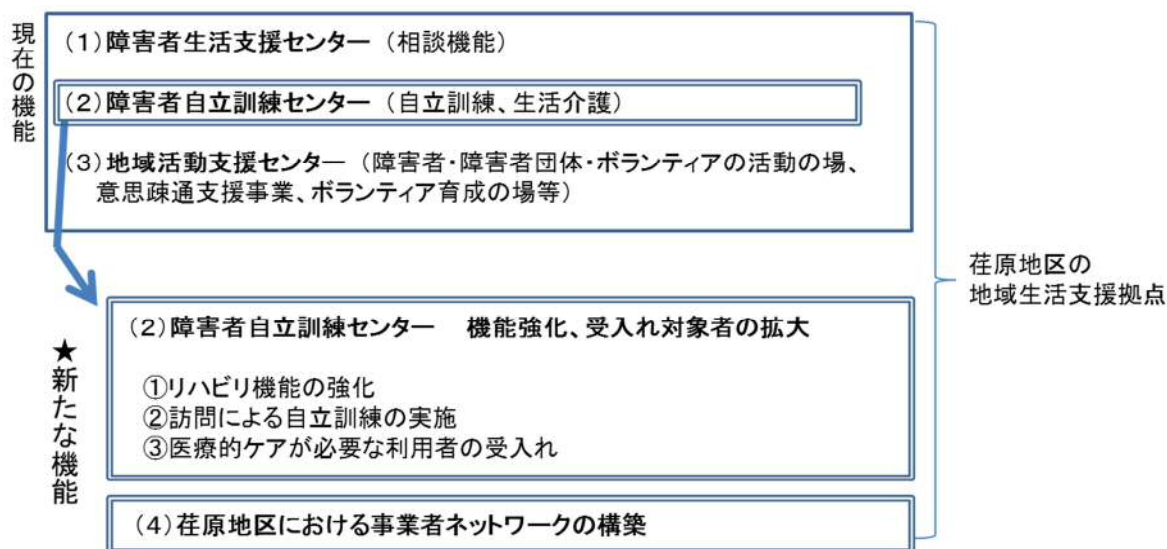
品川区立心身障害者福祉会館

1. 施設の概要

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 名称 | 品川区立心身障害者福祉会館 |
| (2) 所在地 | 品川区旗の台5-2-2 |
| (3) 敷地面積 | 980.14 m ² |
| (4) 建築面積 | 508.25 m ² |
| (5) 延床面積 | 1,599.16 m ² |
| (6) 構造 | 地上4階、鉄筋コンクリート造 |

2. 実施事業

- (1) 障害者生活支援センター
- (2) 障害者自立訓練センター
- (3) 障害者地域活動支援センター



3. 管理運営事業にあたっての条件

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止のための具体的な取組みを継続し、定期的に報告すること。
 - ① 障害者虐待防止に向けたチェックを行い、その結果と質の向上に向けた検証について毎月、区に提出すること。
 - ② 品川区立心身障害者福祉会館で障害者虐待防止研修を実施し、職員全員を受講させ、その記録原本および分析した結果を区に提出すること。
- (2) 適材適所となるよう、職員の配置体制を見直すこと。
- (3) 荏原地区の地域生活支援拠点として、地区の事業者との連絡会を行い、ネットワーク化をはかること。
 - ① 近隣地区のサービス事業者の情報を集約し、年に1回以上、確認の上最新情報を更新すること。